

新型コロナウイルス感染症は公共工事の現場にも大きな影響と変化をもたらしています。感染拡大防止のため、工事等の発注や円滑な施工体制の確保に影響を与える一方、非接触・リモートという働き方のもとの、生産性の高い安全な現場への転換を促すという側面もあります。国土交通省(以下、国交省)では目下、マイナスの影響を抑えつつ、ピンチをチャンスに活かす取り組みを実施中です。その概要を、国交省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 課長補佐の吉井 拓也氏にお聞きしました。



引き続き感染拡大防止に取り組みながら、事業者の皆さまとともに、公共事業の円滑な推進に努めていきます。

公物管理や公共事業は事業継続を求める

新型コロナウイルス感染症によるマイナスの影響を抑えるために、国交省では自ら発注する直轄事業について、緊急事態宣言下でも事業継続を基本にしつつ受注者の意向を尊重し柔軟に対応するとともに「入札・契約」「設計・積算」「施工」「成績評定」の各段階で円滑な発注や施工体制の確保に向けた対策を取り、事業の円滑な執行に努めてきました。

新型コロナウイルス感染症を巡っては、2020年2月下旬に政府から経済界にテレワークや時差出勤の推進など、接触機会の低減が求められました。また、4月7日に7都府県に発せられ、その後全国に拡大された緊急事態宣言によって、建設資材の流通や技能者の移動が制約を受ける恐れも出てきました。一方、公物管理や公共工事は、社会の安定の維持を図る観点から継続が必要です。

国交省では、こうした事態を受け、直轄の契約済みの工事及び業務(以下、工事等)について、受注者の要望に応じて工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、これに伴う経費を発注者である国交省が適切に負担することとしました。

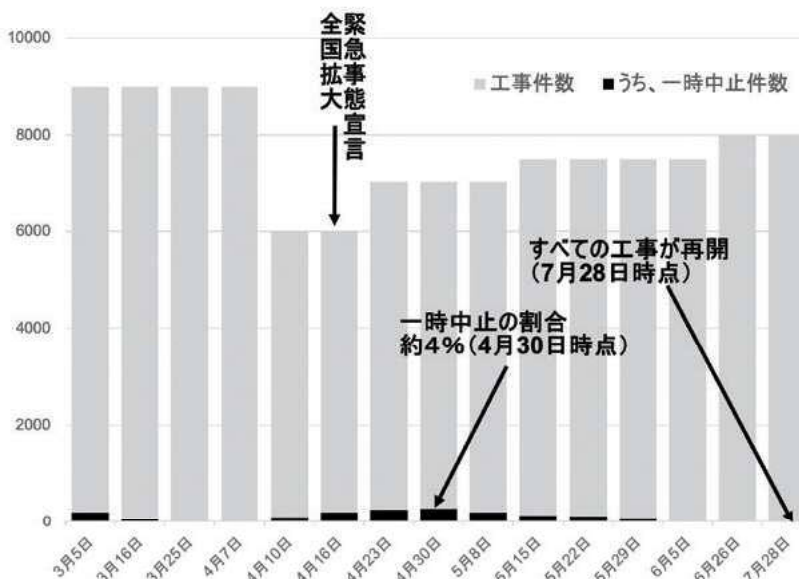


直轄工事での一時中止はピーク時でも全体の約4%にとどまる

この結果、一部の直轄工事等で一時中止を行うことになりましたが、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された2週間後の2020年4月30日時点で、一時中止等の件数は契約済み工事全体の約4%と、工事全体への影響は限定的なものとなりました(図1)。さらに緊急事態宣言が解除された2カ月後の2020年7月28日時点では、契約済みの工事等すべてを再開させることができました。受注者の協力もあり、直轄事業全体の執行には、今のところ大きな支障は生じていません。

また、接触機会の低減が求められる状況では入札・契約事務作業が例年に比べ遅れ

図1：国交省直轄工事の一時中止件数



※工事件数は、工事実績情報システム(コリンズ)のデータから以下のように使用
 -3/5~4/7の工事件数は、2/27時点で契約中である工事を3/5時点で検索した概数を使用
 -4/10,4/16の工事件数は、4/8時点で契約中である工事を4/10時点で検索した概数を使用
 -4/23以降は、それぞれの時点で契約中である工事数を検索した概数を使用



ることが考えられたため、国交省では、円滑な発注及び施工体制の確保に向けた対策を緊急事態宣言中から行い、宣言解除後も継続運用しています。

各段階の手続き、対策で柔軟な対応

まず入札・契約の段階では、手続き全般で、競争参加資格確認申請書・資料の提出期限の延長やヒアリングの省略など、柔軟な対応に努めています。設計・積算においても、感染拡大防止のための対策に要する費用について、適切な設計変更を促しています。対象とする経費には、例えば労働者宿舎での密集を避けるための費用が挙げられます。また施工の段階では、検査、打合せ等にあたり可能な限り電話、インターネット等を活用するとともに、工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的な活用等に取り組んでいます。さらに、成績評定においても、例えば感染拡大防止の観点から災害防止協議会の時期を調整した結果、通常の評価基準を満たさなくなる場合でも、成績評定上は適切に評価するなど、柔軟な対応に努めています。

一方、感染拡大防止に努めることで、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する流れを加速させることも期待されます。感染拡大防止の観点から非接触・リモートを一段と進めることで、安全で魅力的な新しい働き方への転換が促されるからです。国交省では、これまでi-Constructionを推進し現場の生産性向上を図ってきましたが、取り組みのさらなる加速化が求められています。さらに、現場だけではなく、公共サービスや業務など、インフラ分野全体を変革するDXを推進し、担い手の確保、防災・減災、インフラ老朽化といった社会課題の解決を図っていきます。

建設現場の非接触・リモート化 ～遠隔臨場は想定を上回る約560カ所でも試行～

遠隔臨場はそうした新しい働き方の一例です(図2)。受注者が現場で撮影した映像を、発注者が事務所等でリアルタイムに確認することで、移動時間の削減が可能となる他、立ち会い日時の調整が容易になります。国交省ではすでに策定済みの試行要領(案)や監督・検査試行要領(案)を踏まえ、中小規模の現場でも導入しやすいウェアラブルカメラ等を用いた遠隔臨場を試行中です。試行箇所は当初の想定を大きく上回り、2020年9月末時点で全国約560カ所に上る見通しです。将来的に遠隔臨場にさらに鉄筋出来形確認システム(仮称)などの画像解析技術を組み合わせて、施工管理の省力化にも取り組む方針です。来年度以降も、公共事業の着実な実施が必要です。12月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、安全・安心な暮らしの実現のためにも、円滑な事業執行の重要性が増しています。引き続き感染拡大防止に取り組みながら、工事等の担い手である事業者の皆さまとともに、公共事業の円滑な推進に努めていきます。(談)

図2:建設現場の非接触・リモート化 ～遠隔臨場～

